令和８年度

境港指向灯改良改修工事

仕　様　書

第八管区海上保安本部

１章　工事概要

1.1
工事名称

境港指向灯改良改修工事

1.2
工事場所

境港指向灯
所在地　：鳥取県境港市入船町岸壁

1.3
工事期間

契約の翌日～令和9年3月26日

1.4
工事概要

(1) 灯塔基部防食対策　：コンクリート巻立て（配筋共）
(2) FRP灯塔外部改修　：踊場床仕上ポリエステル樹脂塗り改修
：外壁ふっ素樹脂塗装改修（下地処理共）
：各所シーリング充填、改修
：踊場ハッチ及び灯器架台塗装改修
：踊場ハッチアームストッパー取替え
：踊場ハッチ蓋ゴムパッキン取替え
：既設換気管継手接続（既設管外れ）
：火気厳禁シール貼替え（2箇所）
(3) FRP灯塔内部補修　：床板補修（縦リブ新設共）
：従物等の再設置及びFRPｵｰﾊﾞｰﾚｲ補修

1.5
管理者等

(a)　管理者
境海上保安部　交通課
〒６８４－００３４
鳥取県境港市昭和町９－１　境港港湾合同庁舎
℡　０８５９－４２－２５３４

(b)　発注元
第八管区海上保安本部　交通部　整備課
〒６２４－８６８６
京都府舞鶴市字下福井９０１　舞鶴港湾合同庁舎
℡　０７７３－７６－４１００

1.6
注意事項

(a)　工事の施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。
(b)　工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合は、受注者のみの判断によらず、監督職員と協議してその対応を決定する。

(c)　工事作業中は、既設灯台及び機器類並びに灯火に影響を及ぼさないよう十分注意して作業を行う。
　万一、何らかの障害等を与えた場合は速やかに監督職員に連絡するとともに適切な処置を行う。

2章　一般共通事項

2.1 適用範囲

(a)　本仕様書、関係法令等に適合するように施工し、該当事項の無いものには適用しない。
(b)　本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は、請負金額の範囲内で実施する。

2.2 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

2.3 監督職員

監督職員とは、「第八管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

2.4 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議する。

2.5 現場の納まり等の関係による協議

現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。

2.6 官公署その他への手続き

工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続き等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。

2.7 工事現場の安全衛生管理

(a)　工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。
　ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。
(b)　工事現場においては常に整理整頓を行い、危険箇所等の点検を行うなど、事故の防止に努める。
(c)　作業船等が輻輳している区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。

2.8 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切

に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
なお、第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適正な保障をしなければならない。

(1)　第三者に災害を及ぼしてはならない。
(2)　公害の防止に努める。
(3)　細心の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
(4)　気象、海象の変化に注意し、事故の防止に努める。
(5)　機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

2.9 臨機の処理

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

2.10 養生

既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。

2.11 後片付け

工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

2.12 実施工程表

工事着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

2.13 施工計画書

工事着工に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
ただし、施工計画書作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

2.14 施工図、現寸図、見本等

施工図、現寸図、見本等は、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。
ただし、作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

2.15 専門工事業者への指示

2.12、2.13及び2.14により作成した図書等は、関係する専門工事業者に周知徹底する。

2.16 材料

(a)　材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は2.18により使用承諾を受けたものとする。
(b)　設計図書に「JIS(日本産業規格)の規格品」と指示された材料

は、JISマークの表示のあるもの又はJISの規格証明書の添付されたものとする。

(c)　調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。

2.17
材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。

ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

2.18
材料の検査

(a)　材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。

ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(b)　合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

2.19
材料の検査に伴う試験等

(a)　試験は、下記の場合に行う。

(1)　設計図書に定められた場合。

(2)　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(b)　供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。

(c)　試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。

(d)　試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

2.20
施工

施工は、設計図書並びに2.12、2.13及び2.14による監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図及び現寸図等に従って行う。

2.21
施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。

ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。

(1)　設計図書に定められた場合。

(2)　監督職員の指定した工程に達した場合。

2.22
施工の立ち会い

監督職員の立会いは、下記の場合に行う。

(1)　設計図書に定められた場合。
(2)　監督職員が特に指示する場合。

2.23
施工の検査に伴う試験等

(a)　試験は、下記の場合に行う。
(1)　設計図書に定められた場合。
(2)　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
(b)　供試体の作製及び試験所等は、2.19による。

2.24
他工事との出合

他の受注者によって施工される工事との出合いとなる場合、監督職員の指示に従い、関係受注者間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

2.25
工事報告

工事の進捗、材料の搬入・搬出、船舶・機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書を毎週作成し、監督職員に提出する。

2.26
工 事 写 真

(a)　工事着工前から工事完成までに撮影した写真は、施工順にアルバムに整理する。
特に、工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。
(b)　工事写真の仕様は、次による。
ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。
(1)　工事写真は、原則デジタル写真とする。
(2)　色彩は、カラーとする。
(3)　有効画素数は、100万画素程度から300万画素程度とする。
(4)　大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。
(5)　ファイル形式は、JEPGとする。
(c)　工事写真の提出部数及び形式は次による。
(1)　工事写真は原則として、原本及びアルバムを工事完成時に各１部提出する。
(2)　原本は、電子媒体（撮影時のJPEG）とする。
(3)　アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。

2.27
完成写真

(a)　完成写真は、正面・側面等２～３方向から撮影する。
(b)　写真の仕様は、2.26による。

2.28
完成検査

現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合以外は、検査職員の指示に従い、受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。

なお検査職員による完成検査合格後、適法な請求書を受理した後に支払いを行うものとする。

2.29
官給品等

(a)　本工事において官給品がある場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。

(1)　官給品の引き渡しを受けるにあたり、事前にその旨を管理者へ連絡する。

(2)　官給品の引き渡しを受ける際には現場に立ち会い、「官給品受領書」を監督職員に２部提出する。

(3)　官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。

(4)　官給品の使用が終了した際には、「官給品精算書」を監督職員に２部提出して確認を受け、引き渡しを行う。

(b)　本工事において撤去品が発生した場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。

(1)　撤去品の保管場所、保管方法及び保管状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。

(2)　監督職員の指示する場所に運搬し、「撤去品発生通知書」を監督職員に２部提出する。

2.30
発生材の処置

(a)　原則として全て構外に搬出し、関係法令等に従い、受注者の責任において適切に処分する。

(b)　発生材の処分に伴い、適正に処分されたことを証明する産業廃棄物管理票等を監督職員に提出する。

(c)　発生材のうち、売り払い可能な鋼材等のスクラップは、監督職員と協議のうえ、指示された整理・保管方法をとり、調書を添えて監督職員に引き渡す。

2.31
非常の処置

本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。

工事施工のため、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。

なお、管理者への連絡は密に行う。

2.32
異常現象への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して、下記に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。

(a)　天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
(b)　作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。
(c)　異常箇所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

2.33 事故災害報告

受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。

2.34 工事を施工しない日等

受注者は、次のとおり工事を施工しない日や時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行う。

(a)　工事を施工しない日は、原則、土曜日及び日曜日とする。
　ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。
(b)　工事を施工しない時間帯は、原則、平日の午後６時から翌日の午前６時までとする。
　ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。

2.35 工事完成図書

工事完成後、次に示す書類を整理し、Ａ４ファイルにて監督職員に１部、管理事務所に１部、電子媒体（CD-R）にて監督職員に１部提出する。

また、電子データ提出にあたっては、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

(a)　工事概要
(b)　完成図面（竣工図（Ａ３縮小版）、CADデータ（DXF、JWW、JWC））
(c)　工事写真（施工前、施工中、完成後（JPEGﾌｧｲﾙ等の電子データを含む））
(d)　使用材料（製品出荷証明書を含む）、取扱説明書、保証書
(e)　各種届出書等
(f)　発生材の処分先及び数量証明等
(g)　工事結果データ及び所見
(h)　その他参考資料（工事日報を含む）

3章　工事仕様（特記仕様書）

図面及び本仕様書に記載されていない事項や詳細については、次の最新版による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 建築工事標準詳細図
- 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集）
- 建築工事標準仕様書（JASS）（日本建築学会）
- 港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）

全ての設計図書は、相互に補完する。

1節　仮設工事

3.1.1 工事用電力、用水

構内既存施設は、利用できない。

3.1.2 現場事務所

設けない。

3.1.3 石綿含有調査

必要なし。（灯塔継目ｶﾞｽｹｯﾄ、外壁塗材に石綿含有無し）

3.1.4 足場その他

(a)　足場、桟橋、仮囲い等は、関係法令に従い適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

(b)　外部足場は枠組足場を標準とする。

(c)　足場を設ける場合には「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 H21.04 策定）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により行い、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床について、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

3.1.5 飛散防止等

必要に応じて、適切な発生材等の飛散防止の養生及び安全対策等の措置を講じ、発生材の海中転落には十分注意を払う。

3.1.6 発生材の処分

発生材については、関係法令等に従い適正に処理する。

3.1.7 養生

灯器及び太陽電池架等の養生にあっては、監督職員の指示のもと

灯火に影響を及ぼさないよう十分注意して行う。

3.1.8
清掃後片付け

資材及び撤去材などが落下しないように、工事期間中は資材等の整理整頓に努め、工事完了に際しては工事箇所の清掃後片付けを行う。

２節　撤去工事

3.2.1
一般事項

本項目は、「灯塔基部防食対策」に適用する。

3.2.2
表面荒らし

図面に指示する範囲の、既設コンクリート基礎天端及び既設FRP灯塔を粗面に荒らす。

3.2.3
発生材処分

発生したコンンクリート斫り屑は、丁寧に清掃して収集し、飛散しないよう袋詰めを行い現場から搬出し、2.30に従って適切に処分する。

３節　鉄筋工事

3.3.1
一般事項

本項目は、「灯塔基部防食対策」に適用する。

3.3.2
鉄筋の種別等

本工事内で使用する鉄筋の種別等は、下記のとおりとする。

鉄筋の種別	異形鉄筋、Ａ種　SD295A
鉄筋の継手	重ね継手(40d)
かぶり厚さ	70㎜以上

3.3.3
配筋検査

使用する鉄筋は、図面に基づいて正しく加工・組立てを行う。
なお、コンクリート打設に先立ち、監督職員の検査を受ける。

3.3.4
あと施工アンカー

あと施工アンカーは、社団法人日本あと施工アンカー協会の推奨する接着系あと施工アンカーを使用するものとし、予めカタログ等を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。

４節　灯塔基部防食対策工事

3.4.1
一般事項

本項目は、「灯塔基部防食対策」に適用する。

3.4.2
品質等

(a)　コンクリートの表面は、金こて押え仕上げとし、種別は

B種とする。

(b)　型枠のせき板は、コンクリート型枠用合板の厚さ12㎜とする。せき板の種別は、コンクリート型枠用合板のB-Cを使用する。

(c)　使用するコンクリートについては、予め材料のカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

(d)　使用するﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの配合は、以下による。

(1) JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）への適合を認証された普通コンクリートとする。

(2) コンクリートの調合は、所要の強度、ワーカビリティ、均一性及び耐久性が得られるものとし、指定事項は次による。

(3) スランプ　15cm（±2.5cm）

(4) 設計強度　材齢28日：24N/mm2以上

(5) 粗骨材の最大寸法：20㎜

(e)　コンクリート試験は下記のとおりとする。

(1) フレッシュコンクリートの試験に用いる試料の採取は、工事現場の荷下ろし地点とする。

(2) コンクリート強度試験に使用する供試体は、材齢28日3個とする。　なお、強度試験は、JIS A 1108（試験方法）によって実施する。コンクリート打設前に原則として監督職員の立会のもと、スランプ、空気量、塩化物量及び温度の試験を行い監督職員の承諾を受ける。

(f)　コンクリート角部は、面取りを行う。

3.4.3
シーリング

(a)　シーリングの種類・寸法及び施工箇所は、下記を標準とする。

施 工 箇 所	材　　質	サイズ(深さ×幅)
建物周囲等	変性シリコーン系(MS-2)	10㎜×10㎜

(b)　使用する材料及び色については、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

５節　ＦＲＰ灯塔補修工事

3.5.1
一般事項

本項目は、「ＦＲＰ灯塔補修」に適用する。

(a) 技能士

管理者を1級FRP成型技能士（手積み積層成形作業）かつFRP製灯塔製造経験又は準ずる製造経験者を管理技術者とし、その経歴等の資料を提出して監督職員の承諾を受けること。

(b) 材料

ＦＲＰ灯塔の補修に用いる材料は下記のとおりとする。

(1) 樹脂材料

樹脂　：ｵﾙｿﾌﾀﾙ酸系不飽和ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂（一般積層）

ビニールエステル系樹脂（オーバーレイ箇所）

(2) ガラス繊維材料

ガラス繊維は、樹脂との接着を良くするため、表面処理を施したものとし、次のものを使用する。

○ ｶﾞﾗｽﾁｮｯﾌﾟﾄﾞｽﾄﾗﾝﾄﾞﾏｯﾄ　：JIS-R-3411に規定するEM450
○ ｶﾞﾗｽﾛｰﾋﾞﾝｸﾞｸﾛｽ　：JIS-R-3417に規定するERC810
○ サーフェスマット　：MF　30W-104S（日東紡績株式会社）又は同等品

(c) **成形**

(1) 樹脂の混合

樹脂の作業性を改良するための硬化剤等の投入は、ＦＲＰの本来の性能を阻害しない量とする。

(2) 積層

成形法は、ハンドレイアップ成形法とする。

積層作業は、樹脂の含浸、脱泡に十分注意し、空洞、気泡等が残らぬよう慎重に行い、JIS-K-7012の判定基準を満足するものとする。

(3) ガラス繊維の裁断

強度に異方性のあるガラスクロス、ロービングクロス等は、最も強度を要求する方向に強度が出るよう、また全方向に強度を要求する部分については、積層方向も縦、横、斜めの方向に組み合わせるような材料取りとする。

(4) ラミネート構成

ガラス繊維のラミネート構成は、図面に示す通り、(M+RC)×3+M+SMを標準とする。なお、積層厚は5㎜、8プライとする。

(5) 切断面

ガラス繊維層の切断面は、ガラス繊維が露出しないよう樹脂を塗布し、空洞は全て樹脂を充填する。

(6) 接合

ＦＲＰ部材の接合部は，十分な強度を有し，一体化が保たれるような適切な方法で接合する。

(d) **品質**

(1) 外観

補修にあっては、性能を害すると認められるゲルコートのクラック、剥がれ、不完全硬化、傷、ピンホール及び変色等

があってはならない。

(2) 寸法

補修にあっては、積層厚5㎜を下回ってはならない。

3.5.2 FRP灯塔内部床板補修

(a) 図面に示す２、３、４、５、７段目の各床板下に、図示の通りＦＲＰ製フラットバー（以下、縦リブ）を取り付け、オーバーレイ（厚 5㎜）により固定する。

(b) 縦リブの取り付けに先立ち、図面に示す １階を除くＦＲＰ床板の既存オーバーレイを、縦リブの取付け部のみを先行して除去する。

縦リブ固定後は、残る全ての既存オーバーレイを除去し、図示する範囲をオーバーレイ（厚 5㎜）により補修する。

(c) 既存オーバーレイの除去にあたっては、削り残しが無いことを確認後、プライマーを塗布してオーバーレイの補修を行う。

（取扱参考） 業者名：株式会社ニュープロド
所在地：埼玉県深谷市国済寺５１９－１
電 話：048-551-5318

3.5.3 灯塔内部従物等のFRPｵｰﾊﾞｰﾚｲ補修

図面に示す、灯塔従物等の再取付及びオーバーレイ補修を行う。

(a) (3段目) ｽﾃﾝﾚｽ採光窓廻り、ｵｰﾊﾞｰﾚｲ補修 …1箇所

(b) (2段目右側) 手すり再設置（既存外れ、本体再使用）…1箇所
(2段目左側,3,4,6,7段目) 既設手すり取外し再設置の上、ｵｰﾊﾞｰﾚｲ補修（上下/ｾｯﾄ） …5ｾｯﾄ
既存に倣って製作し、堅固に取り付ける。

(c) (6段目左右) 梯子支持材廻りｵｰﾊﾞｰﾚｲ補修 …1箇所

(d) (3段目) 電線管ﾌﾞﾗｹｯﾄ廻りｵｰﾊﾞｰﾚｲ補修 …1箇所

(e) (5,6段目) 金具止めﾎﾞﾙﾄ廻りｵｰﾊﾞｰﾚｲ補修 …1箇所

3.5.4 その他の補修

(a) 図面に示す、接続が外れている既存換気管VP50とエルボ50を再使用し、接着剤等により再接続する。

(b) 図面に示す、頂部踊場ＦＲＰハッチ蓋の既存SUS製チェーン及びゴムパッキンを丁寧に撤去し、SUS製アームストッパー及びゴムパッキンを新設する。

製品名	材質等	数量	備 考
ｱｰﾑｽﾄｯﾊﾟｰ	ｽﾃﾝﾚｽ製	2 個	専用市販品
ｺﾞﾑﾊﾟｯｷﾝ	ﾊｯﾁ開口600×600蓋用 角紐パッキン（長方形）	1 個	専用市販品

（取扱参考） 業者名：株式会社ニュープロド

所在地：埼玉県深谷市国済寺５１９－１
電　話：048-551-5318

3.5.5
施工

FRP成型技能士もしくはFRP製灯塔製造または補修経験者とする。
また、その経歴等の資料を提出して監督職員の承諾を受けること。

６節　塗装工事

3.6.1
FRP灯塔外部改修

図面に示す、灯塔外部頂部踊場の既存ＦＲＰ製灯器架台及びハッチ蓋について、再塗装を行う。

(a)　既設塗膜面の下地調整（RB種）を行う。

(b)　前述下地調整後、塗装面を清掃し、フッ素樹脂塗装を行う。
塗装仕様は次のとおり。

下　塗　り	フッ素塗装用プライマー
中、上塗り	フッ素樹脂塗装
塗　　色	赤色(マンセル値：7.5R-4/14) 白色（マンセル値：N9.5）

(c)　使用する材料及び色については、カタログ等を監督職員に提出して承諾を受ける。

(d)　図面に示す範囲の踊場揚蓋の無塗装部分は、ｵﾙｿﾌﾀﾙ酸系不飽和ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂のﾄｯﾌﾟｺｰﾄ（ｸﾘｱｰ）のみ再塗装する。

(e)　図番1/8 のとおり、塗装終了後「火気厳禁」シールを２箇所貼替える。（㈱ニュープロド製又は同等品以上）

3.6.2
頂部踊場床
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂塗り改修
（ｹｲ砂防滑仕上げ）

図面に示す、既存頂部踊場床仕上塗り改修を実施する。

(a)　既設踊り場表面は、デッキブラシなどで水洗い又は必要に応じアセトン洗浄を行い、補修材の付着を妨げるものを除去清掃する。

(b)　床面に接着用のプライマーを塗布後、新たにＦＲＰ用ポリエステル樹脂を塗り付ける。
仕上げは、ケイ砂を用いた防滑仕上げとする。

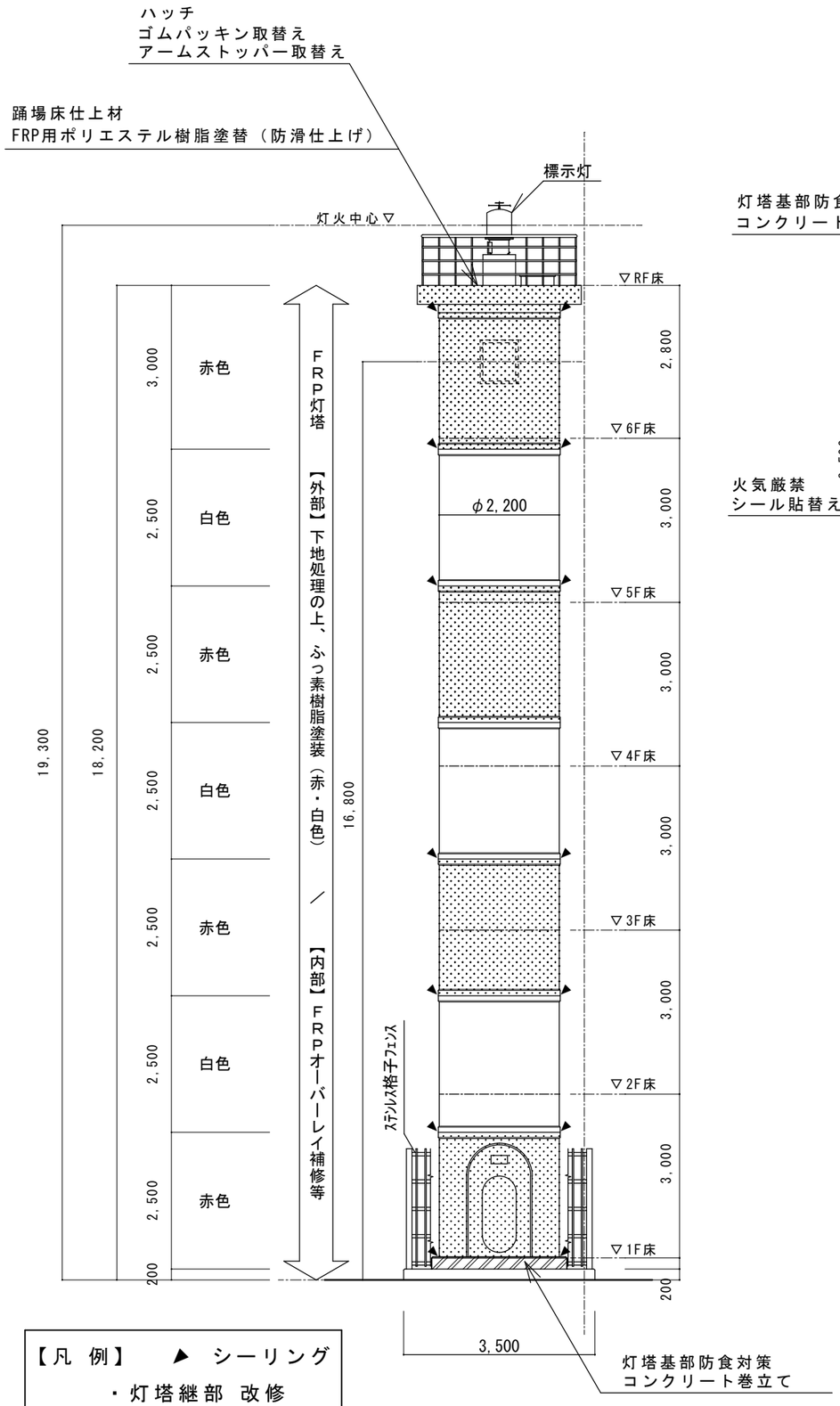
(c)　使用する材料及び色（緑色）については、カタログ等を監督職員に提出して承諾を受ける。

3.6.3
シーリング

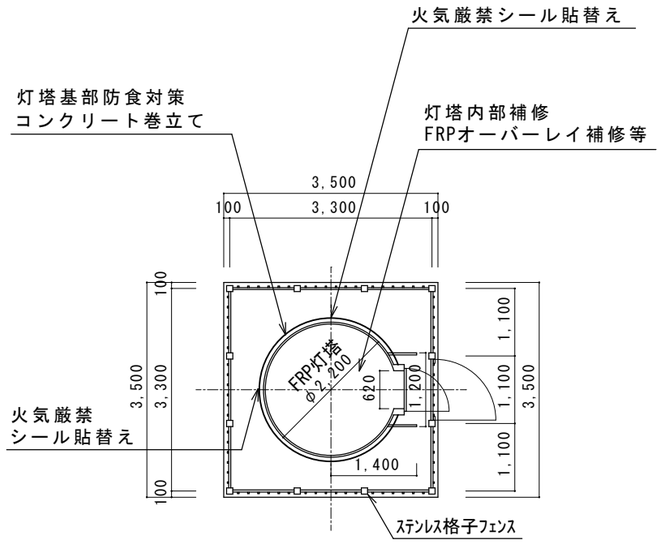
４節 3.4.3 の記載に準ずる。

3.6.4
発生材処分

塗膜等の発生材は、転落又は飛散しないよう集積し、袋詰め等を行い現場から搬出のうえ、2.30に従い適法処分を行う。



灯塔立面図　S=1/100

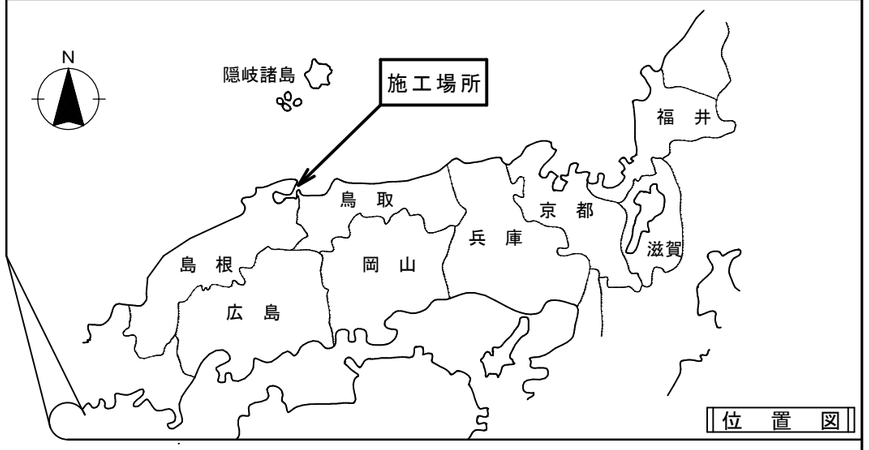


灯塔平面図　S=1/100



出典：国土地理院地図（https://maps.gsi.go.jp）を加工して作成

案　内　図



位　置　図

【工事概要】

- 灯塔基部コンクリート巻立て（配筋共）
- FRP灯塔外壁ふっ素樹脂塗装（下地処理共）
- FRP灯塔内部床板補修（縦リブ新設共）
- FRPオーバーレイ補修（内部手すり、梯子取外し再取付け共）
- 既設換気管継手接続（既設管外れ）
- 踊場ハッチアームストッパー取替え
- 踊場ハッチ蓋ゴムパッキン取替え
- 踊場床仕上材：FRP用ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂塗替え（ｹｲ砂防滑仕上げ）
- 各所シーリング充填、改修
- 火気厳禁シール貼り替え

【凡　例】　▲ シーリング

- 灯塔継部　改修
- 基礎部　充填

火気厳禁シール仕様

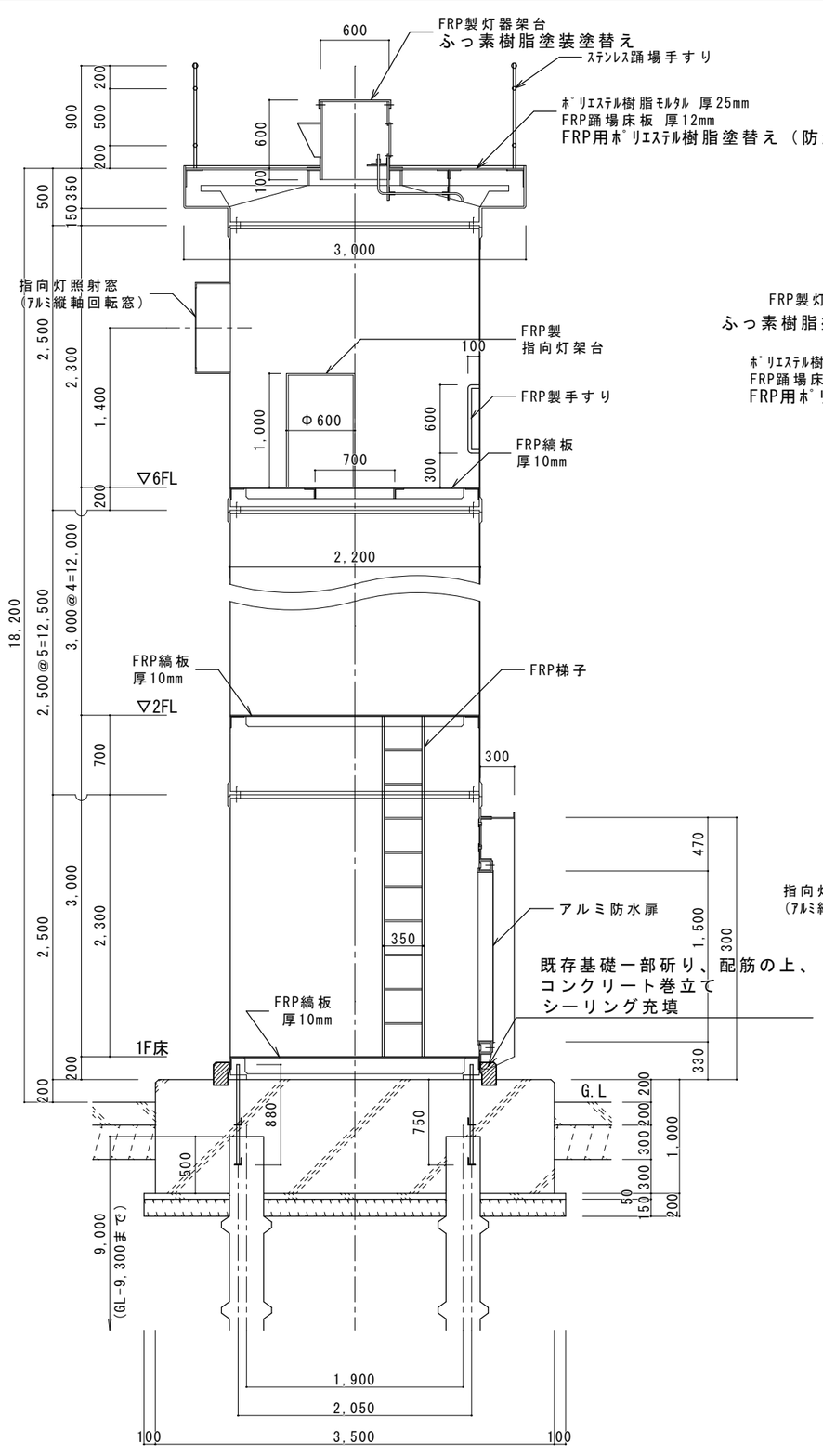
・塗装終了後、灯塔側面に貼り付ける。



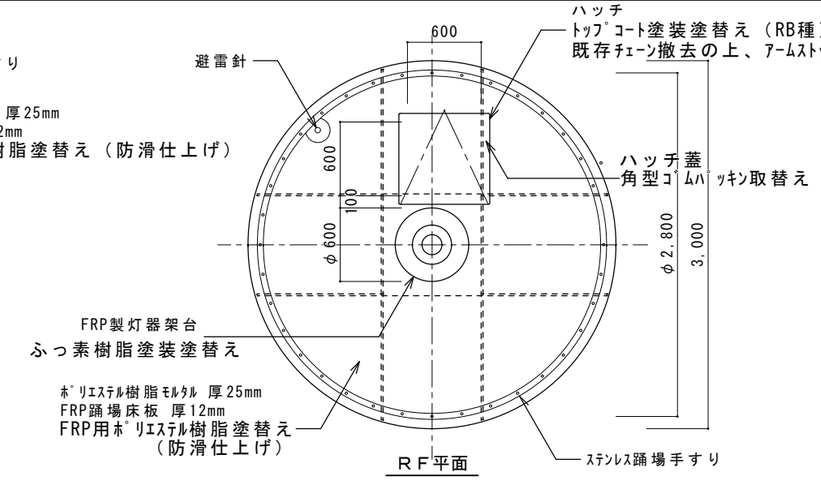
字体：ゴシック体
寸法：タテ200mm×ヨコ300mm
色　：（白色灯台用）赤色文字・枠

件　名	境港指向灯改良改修工事				
図面名称	位置図、案内図 灯塔立面・平面図				
縮　尺	図　示	設　計	Tanaka	設計年月日	令和８年１０月
				図面番号	1 ／ 8

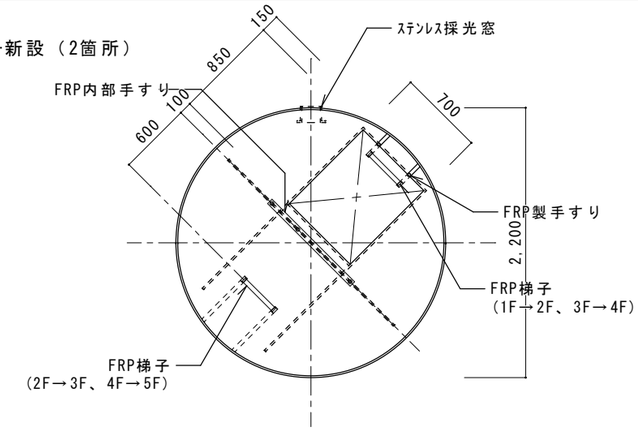
第八管区海上保安本部　交通部整備課



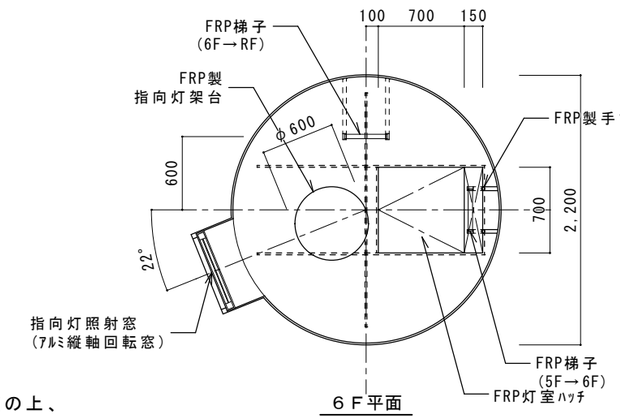
灯塔断面図　S=1/50



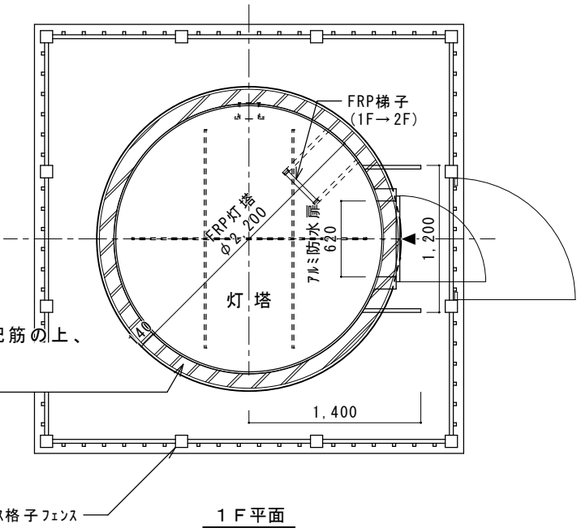
ＲＦ平面



２Ｆ・４Ｆ平面

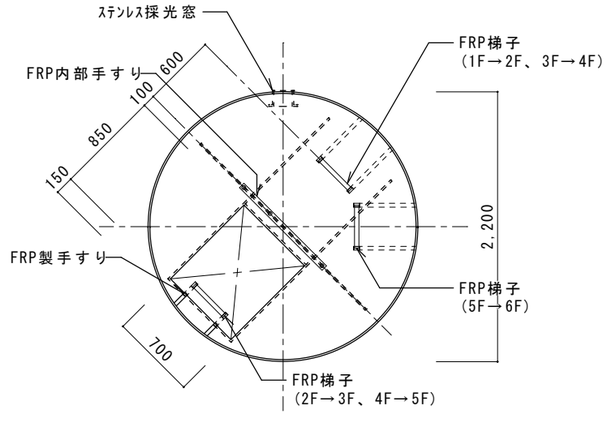


６Ｆ平面



１Ｆ平面

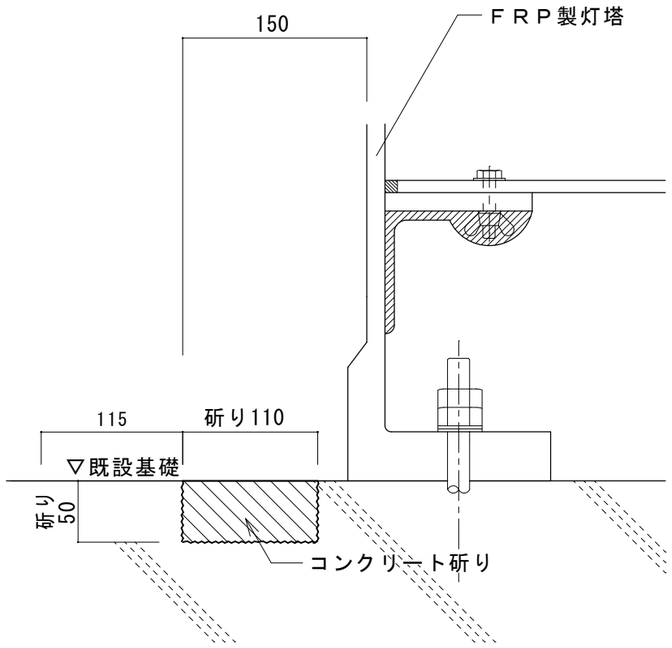
各階灯塔平面図　S=1/50



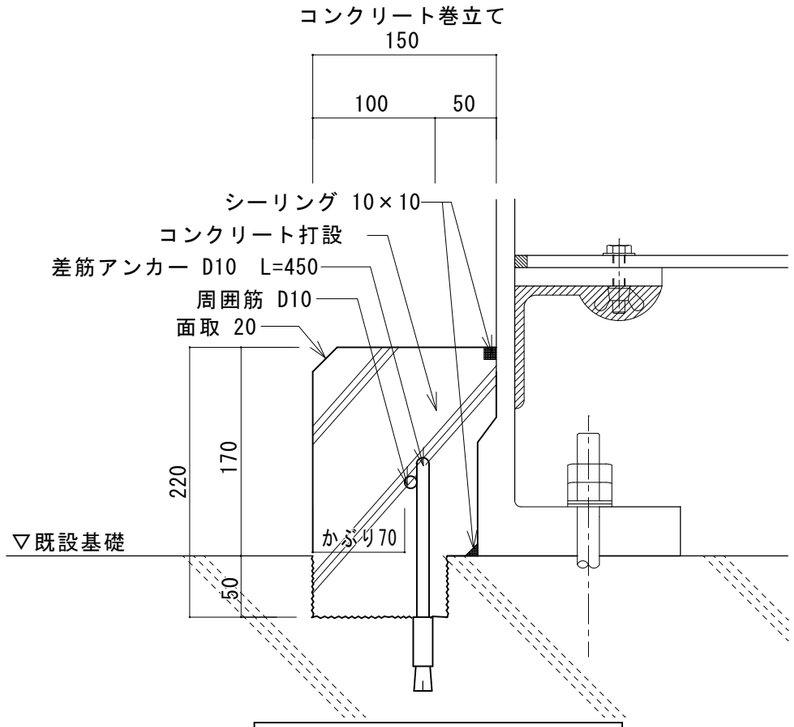
３Ｆ・５Ｆ平面

件　名	境港指向灯改良改修工事				
図面名称	灯塔断面図、各階灯塔平面図				
縮　尺	図　示	設　計	Tanaka	設計年月日	令和８年１０月
				図面番号	2 ／ 8

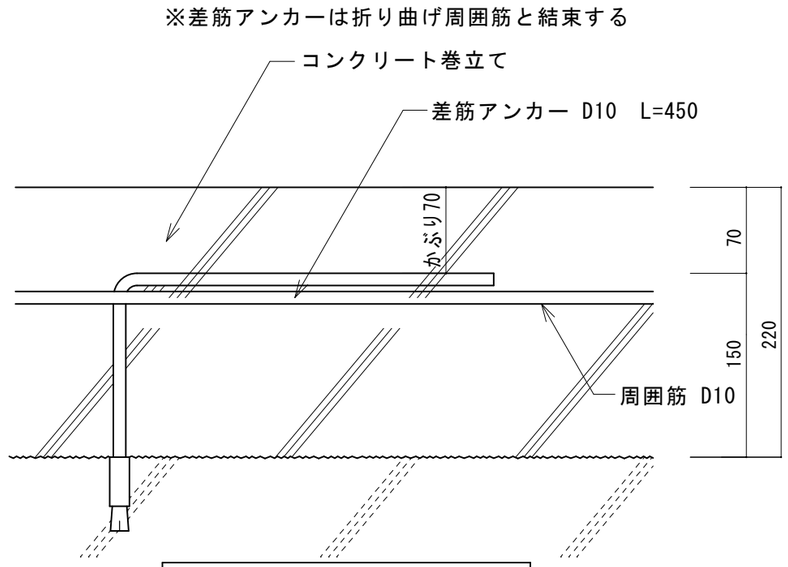
第八管区海上保安本部　交通部整備課



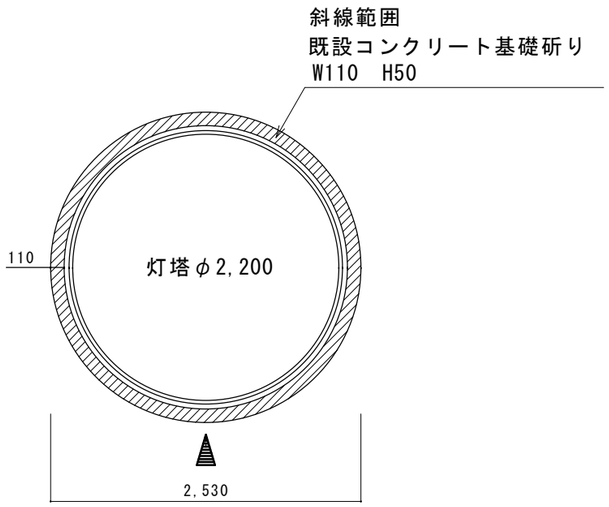
既設基礎はつり断面図　S=1/5



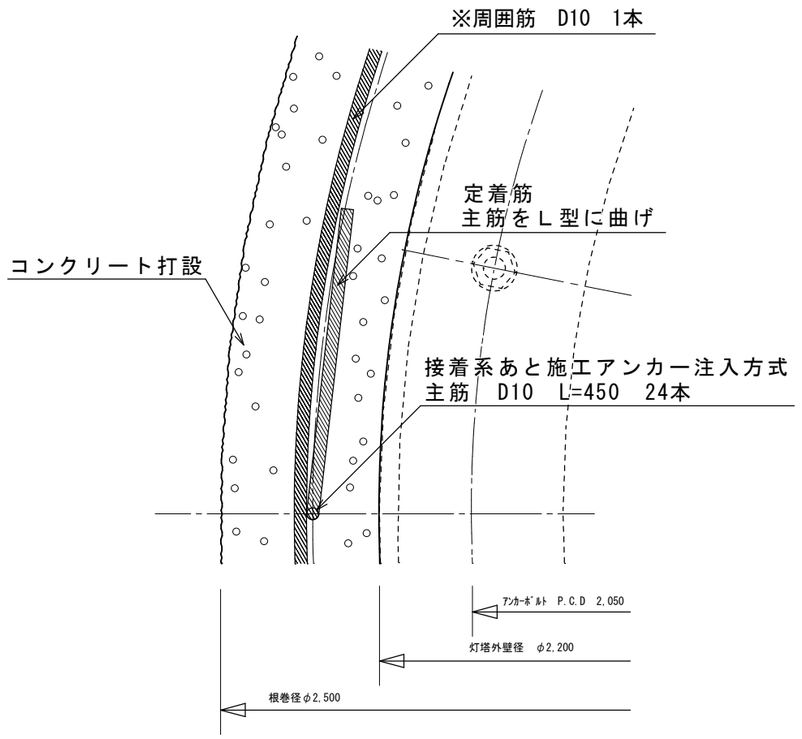
基礎改修断面図　S=1/5



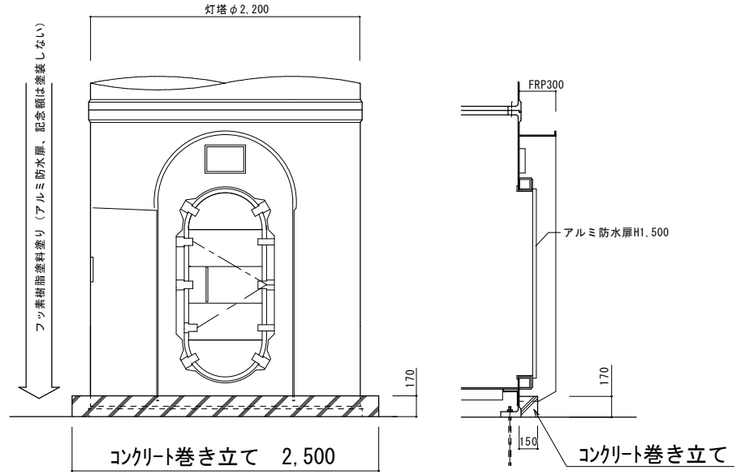
基礎改修断面図　S=1/5



既設基礎斫り平面図　S=1/50



基礎改修平面図　S=1/5



既設基礎改修立面図　S=1/50

件　名	境港指向灯改良改修工事				
図面名称	灯塔基部防食対策図				
縮　尺	図　示	設　計	Tanaka	設計年月日	令和８年１０月
				図面番号	3 ／ 8

第八管区海上保安本部　交通部整備課

ＦＲＰ補修概要

補修項目 ＼ 適応階		１段目	２段目	３段目	４段目	５段目	６段目	７段目	８段目（踊場）	備　　考
１	ＦＲＰ床板の補修	なし	１	１	１	１	なし	１		
	縦リブ取付＿FB-50：新設		L=650×6	L=1,150×6	L=1,650×6	L=2,150×6		L=150×6		各床ピッチはH＝3,000
			0.65×6	1.15×6	1.65×6	2.15×6		0.15×6		延べ 5.6m×6本×(計30本)
			3.9	6.9	9.9	12.9		0.9		計　計34.5≒35m
２	従物等の補修（取外し・再設置）									
	採光窓廻り：取外し再設置の上、ｵｰﾊﾞｰﾚｲ			1						1　箇所
	内部手すり：再設置（本体再使用）		1組							1　組（2段目：右側）
	内部手すり廻り：取外し再設置の上、ｵｰﾊﾞｰﾚｲ		2	2	2		2	2		10　個（2､3､4､6､7段目：左右共）
	内部梯子支持材廻り：取外し再設置の上、ｵｰﾊﾞｰﾚｲ						1			1　組（3段、左右）
	電線管BK廻り：取外し再設置の上、ｵｰﾊﾞｰﾚｲ			1						1　箇所
	外電引込金具止めﾎﾞﾙﾄ廻り：取外し再設置の上、ｵｰﾊﾞｰﾚｲ					1	1			2　箇所
３	その他の補修（踊り場）									
	既設換気管継手接続（既設管外れ）								1	1　箇所
	床防滑仕上：既存下地調整の上、FRP用ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂塗り								1	1　箇所（ケイ砂防滑仕上げ）
	ハッチ：既存ﾁｪｰﾝ撤去の上、ｱｰﾑｽﾄｯﾊﾟｰ新設								1	1　組（2個/組）
	ハッチ蓋：既存ｺﾞﾑﾊﾟｯｷﾝ撤去、新設								1	1箇所（角紐ﾊﾟｯｷﾝ：ﾊｯﾁ開口600×600）

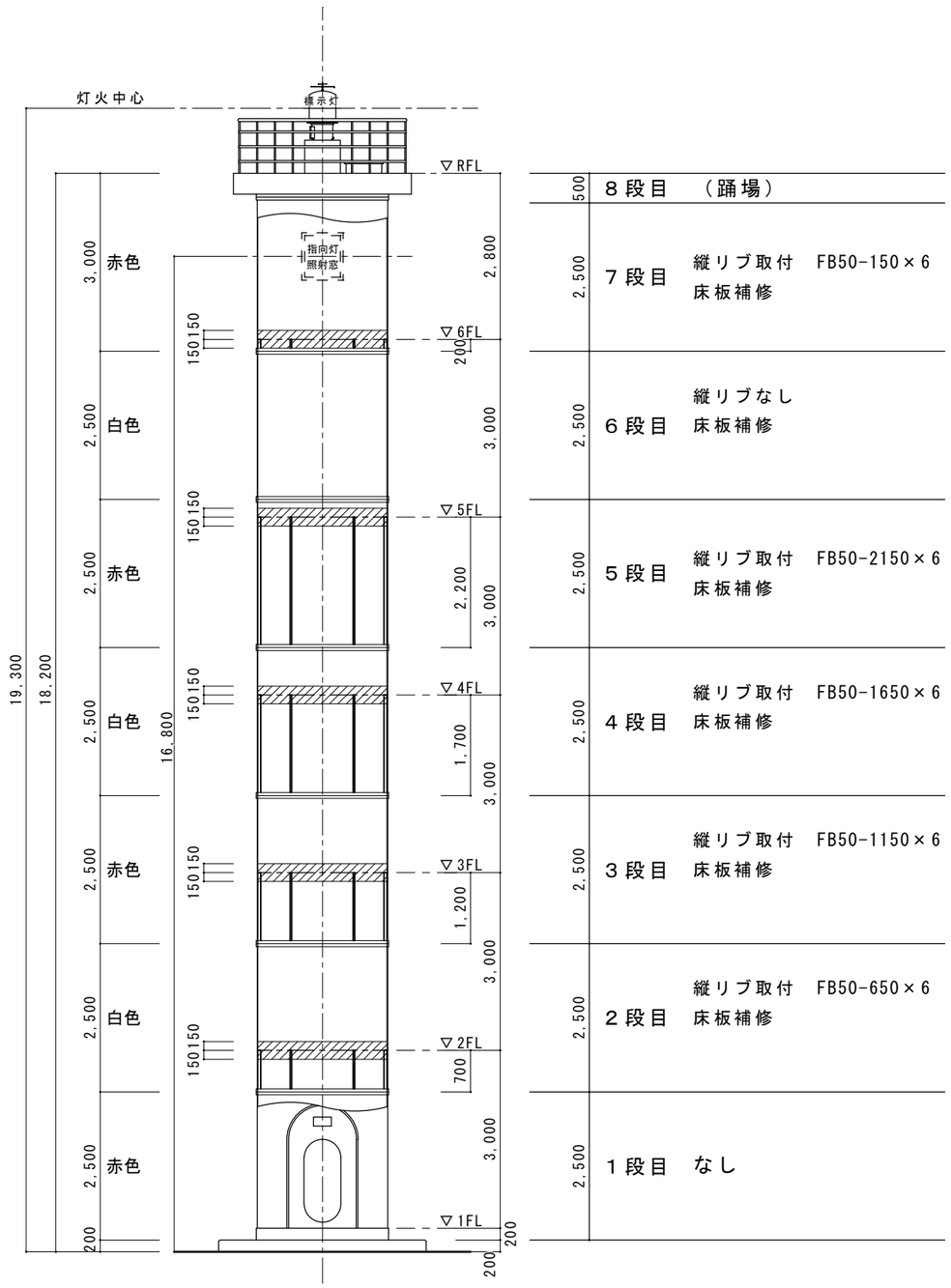
ラミネート構成

厚さ（mm）	構　成	備　考
5	（M+RC）×3+M+SM	8プライ

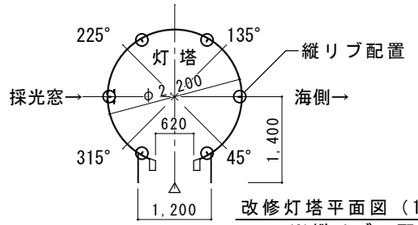
【凡例】

Ｍ　：ガラスマット
ＲＣ：ガラスロービングクロス
ＳＭ：サーフェスマット

件　名	境港指向灯改良改修工事				
図面名称	ＦＲＰ補修概要表				
縮　尺	図　示	設　計	Tanaka	設計年月日	令和８年１０月
				図面番号	4 ／ 8
第八管区海上保安本部　交通部整備課					

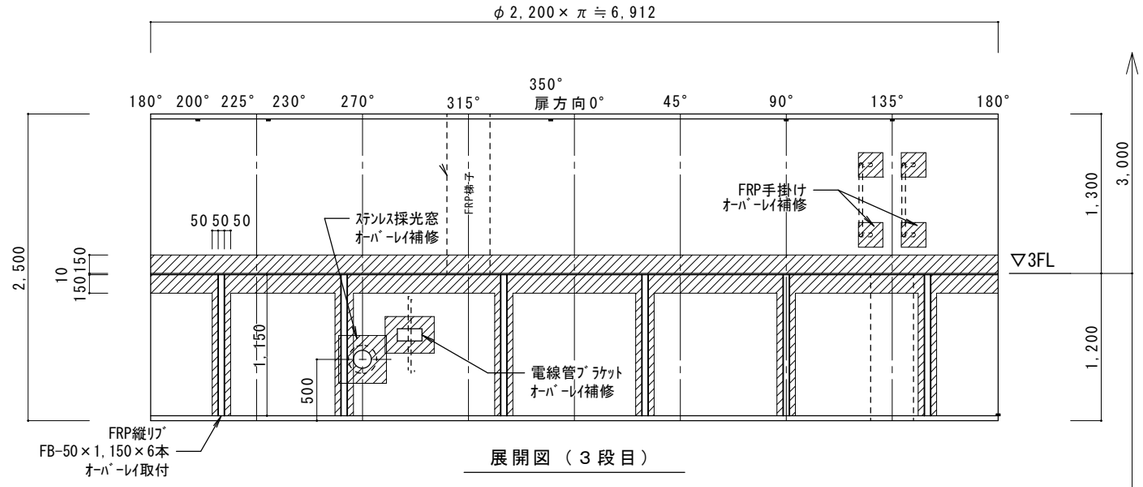


改修灯塔立面図 S=1/100

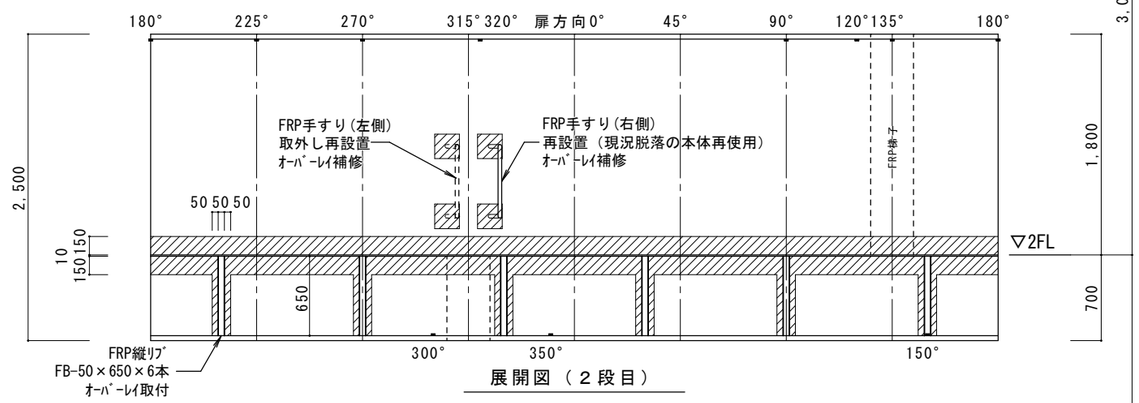


改修灯塔平面図（1F） S=1/100
※縦リブの配置は標準

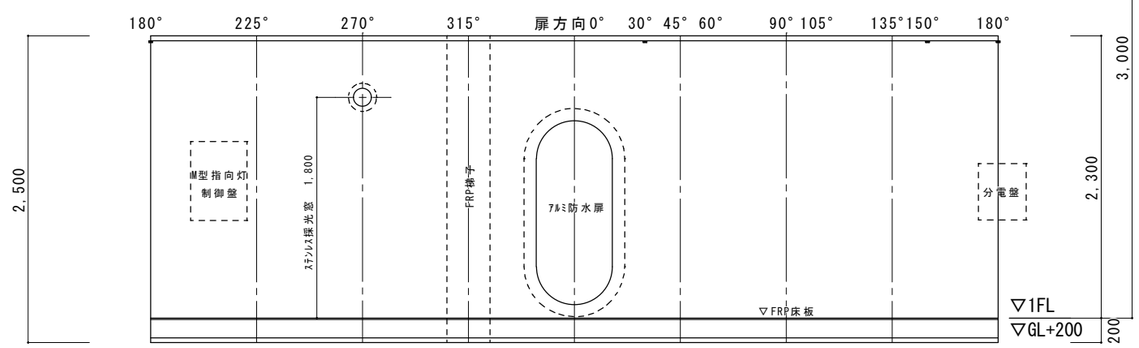
オーバーレイの補修
・縦リブ取付…5段 FB-50(FRP)-6本/段
・床板補修 …5段 上下150mm×厚5mm
（縦リブ取付、手すり取付補修、
採光窓・電線管BK補修）…厚5mm



展開図（３段目）



展開図（２段目）

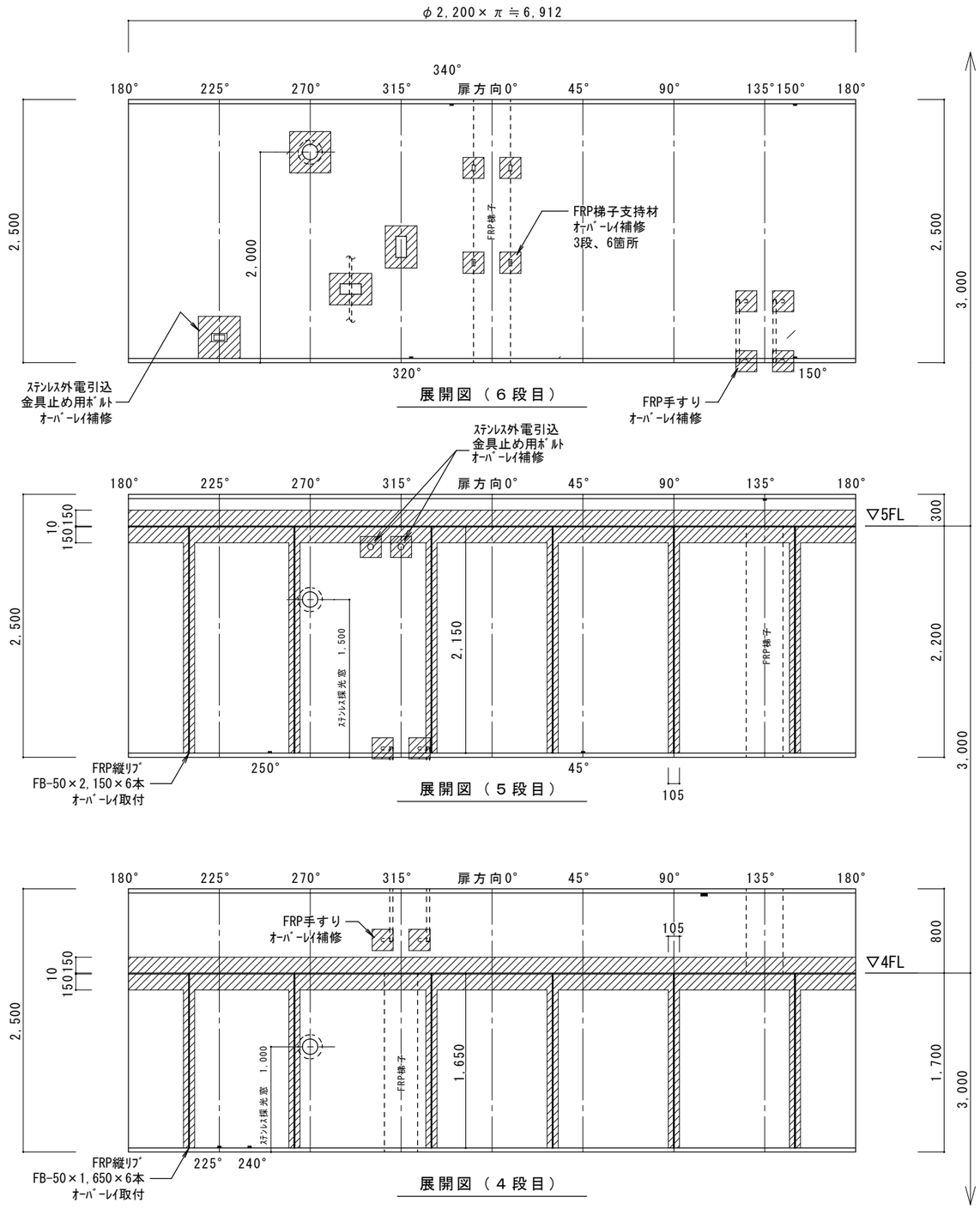


展開図（１段目）

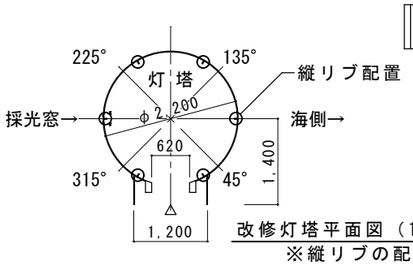
灯塔各階補修展開図 S=1/50

件名	境港指向灯改良改修工事				
図面名称	改修灯塔立面 灯塔各階補修展開図（１～３段目）				
縮尺	図示	設計	Tanaka	設計年月日	令和８年１０月
				図面番号	5 ／ 8

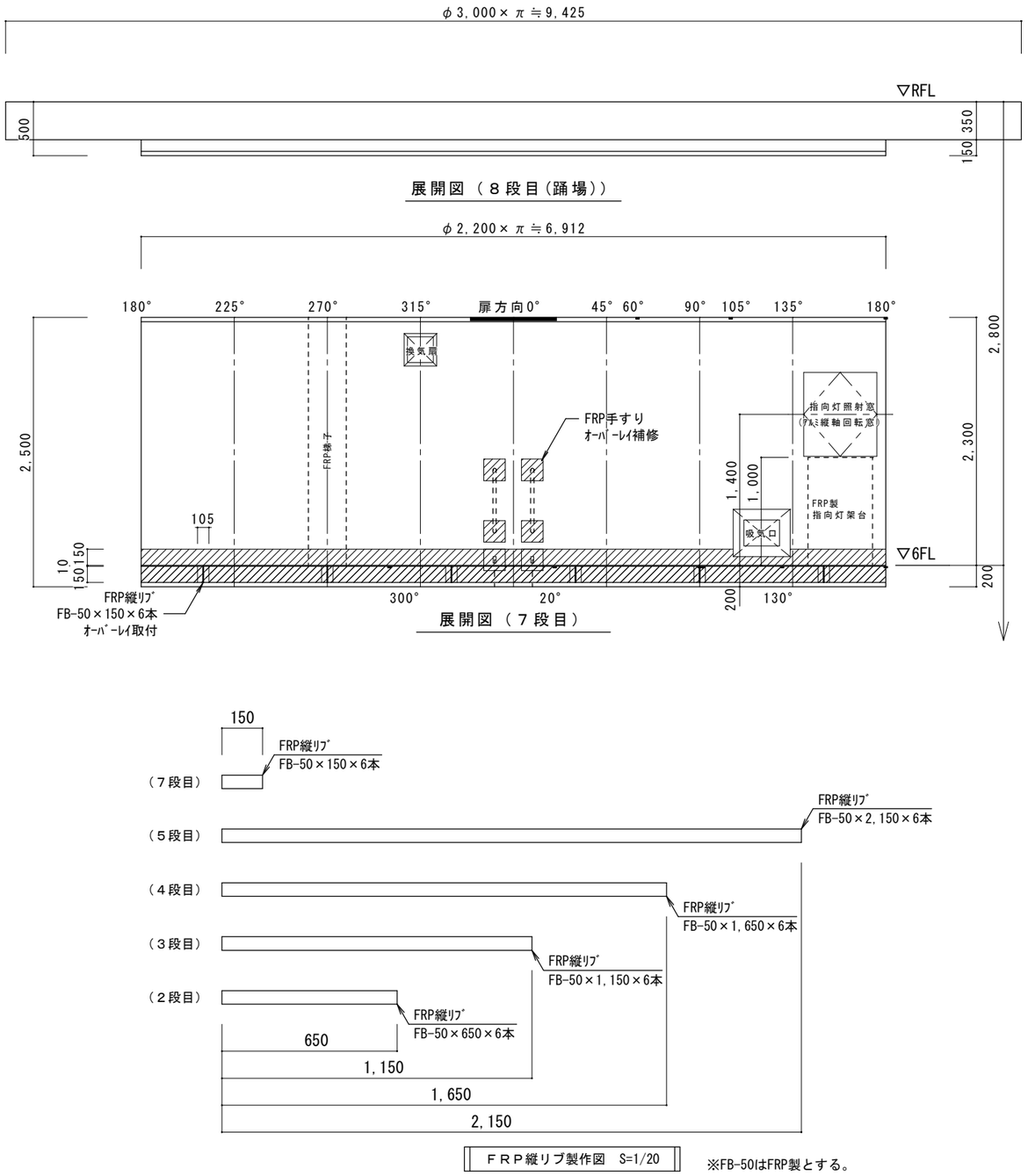
第八管区海上保安本部 交通部整備課



灯塔各階補修展開図　S=1/50



改修灯塔平面図（1F）　S=1/100
※縦リブの配置は標準

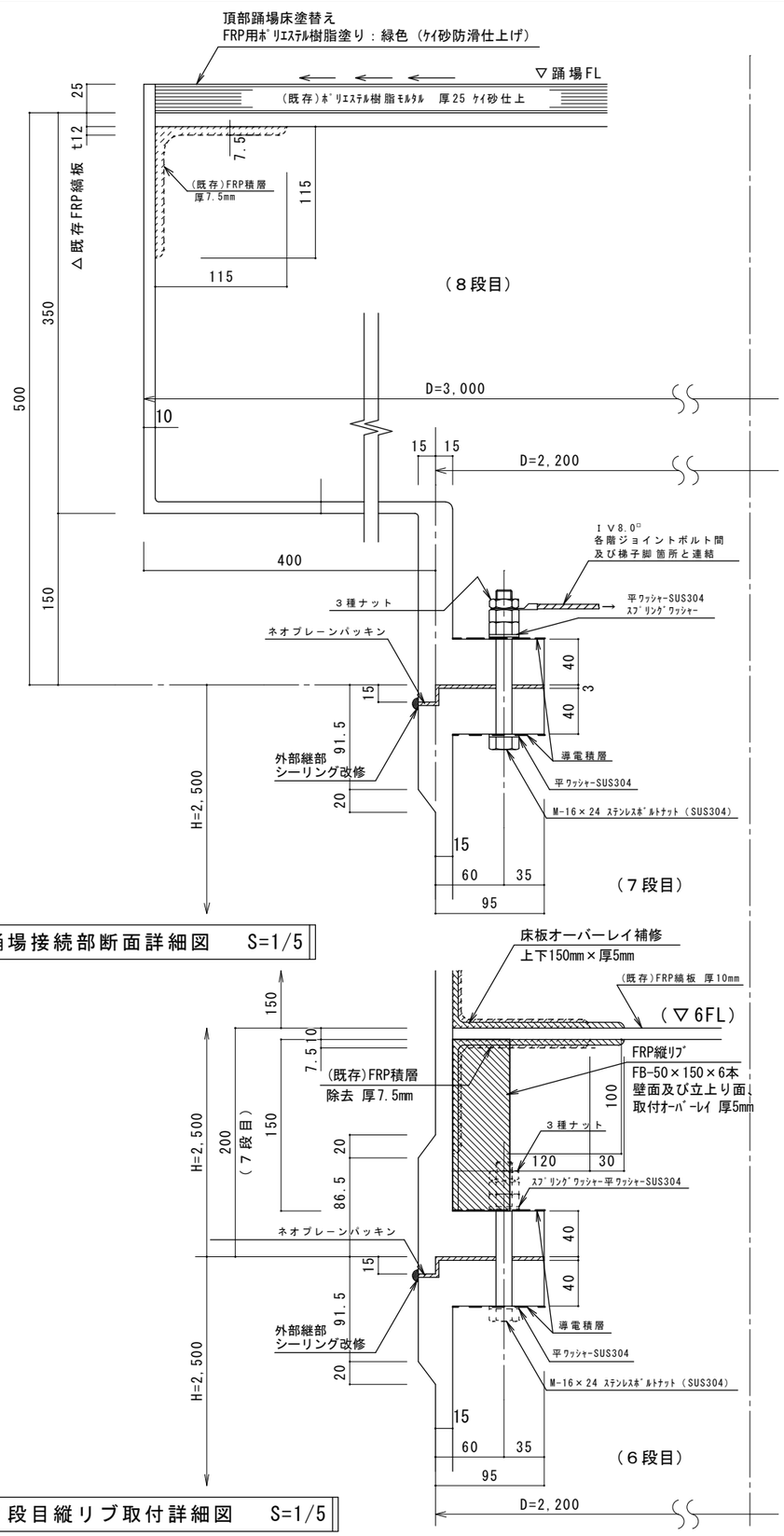


ＦＲＰ縦リブ製作図　S=1/20

※FB-50はFRP製とする。

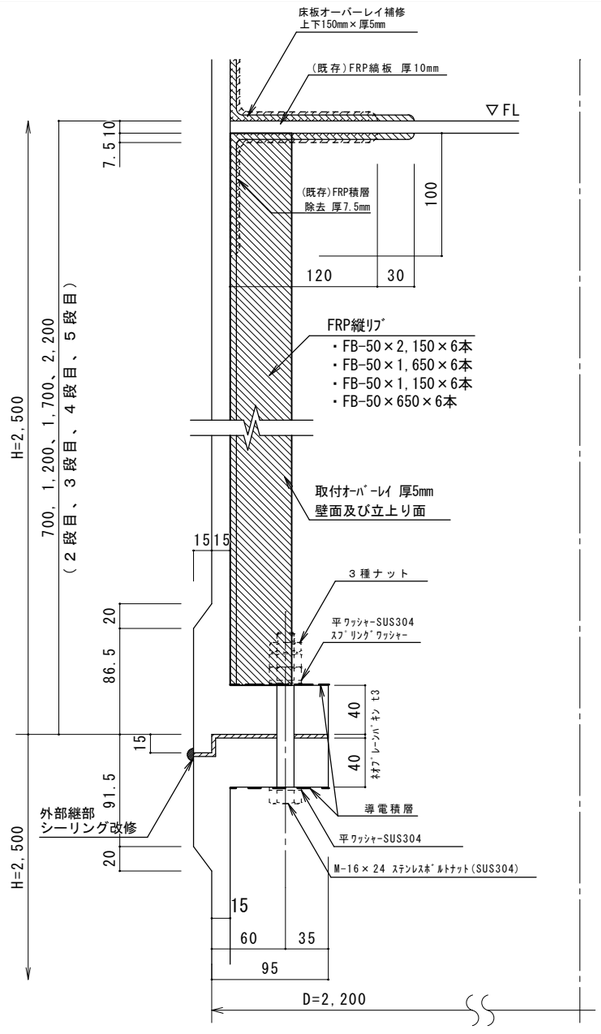
オーバーレイの補修
・縦リブ取付…5段　FB-50(FRP)-6本/段
・床板補修　…5段　上下150mm×厚5mm
（縦リブ取付、手すり取付補修）

件　名	境港指向灯改良改修工事				
図面名称	灯塔各階補修展開図（４～８段目）				
縮　尺	図　示	設　計	Tanaka	設計年月日	令和８年１０月
				図面番号	6 ／ 8
第八管区海上保安本部　交通部整備課					



踊場接続部断面詳細図　S=1/5

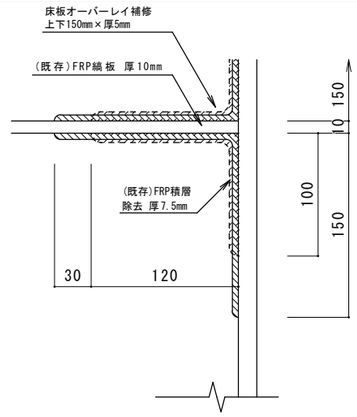
７段目縦リブ取付詳細図　S=1/5



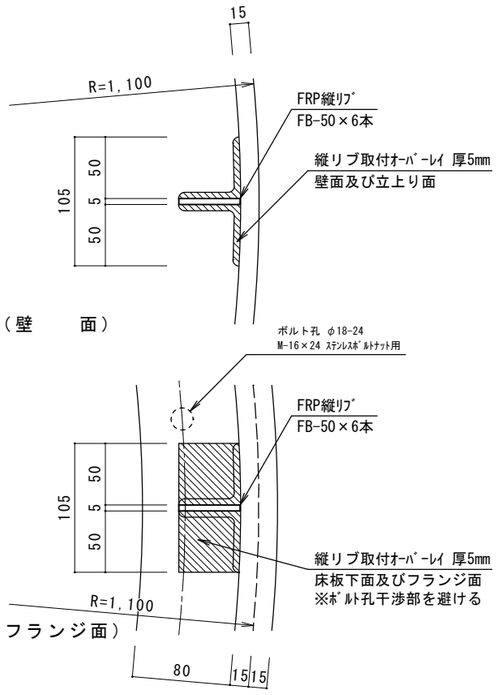
各段縦リブ取付詳細図　S=1/5

（注）既存床板オーバーレイ除去

既存床板オーバーレイ(厚7.5mm) の除去は、新設する縦リブ取付部のみを先に行い、縦リブ固定後に、既存オーバーレイを全て除去する。

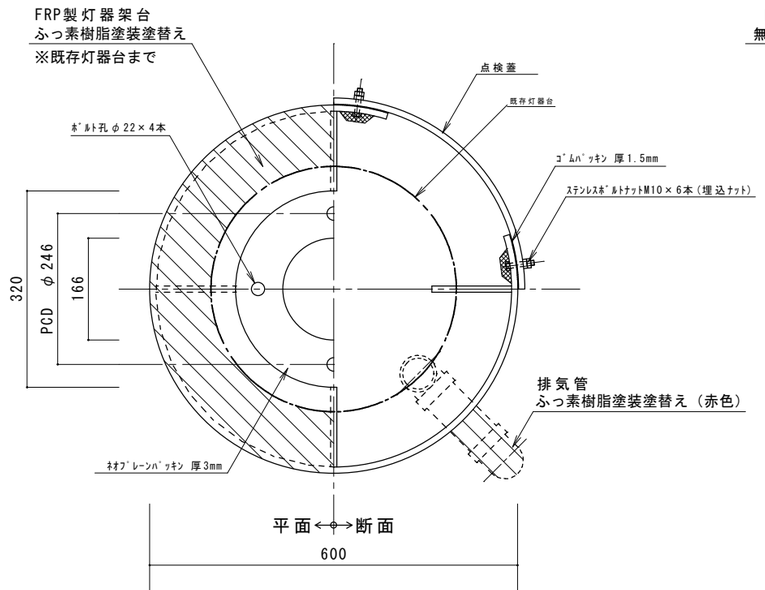


（縦リブのない箇所）

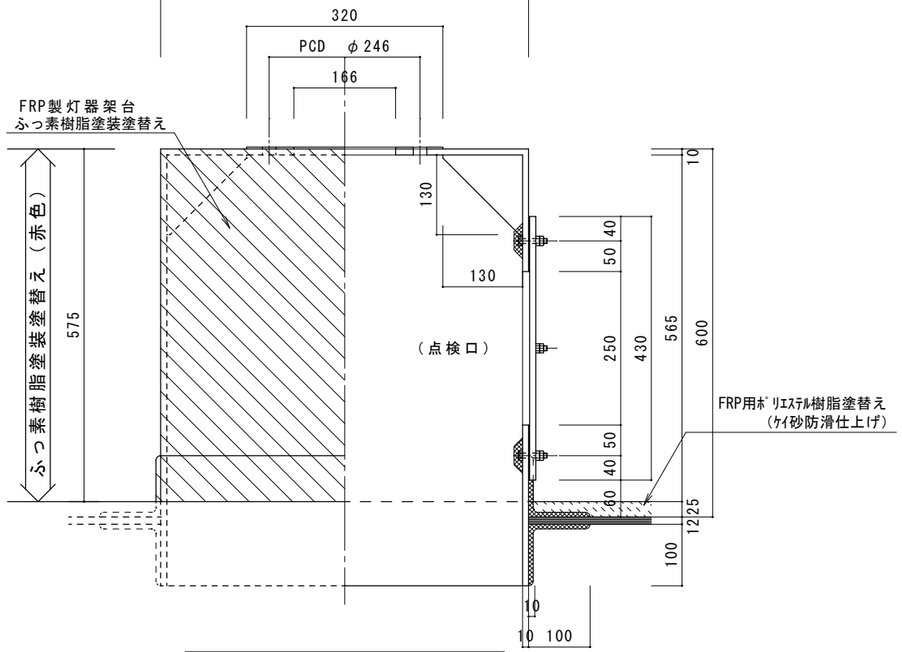


縦リブ取付平面図　S=1/5

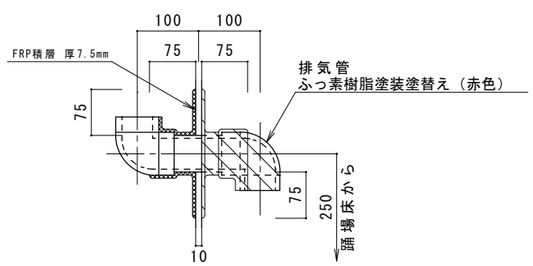
件　名	境港指向灯改良改修工事				
図面名称	踊場接続部断面詳細図 各段縦リブ取付詳細図、平面図				
縮　尺	図　示	設　計	Tanaka	設計年月日	令和８年１０月
				図面番号	7 ／ 8
第八管区海上保安本部　交通部整備課					

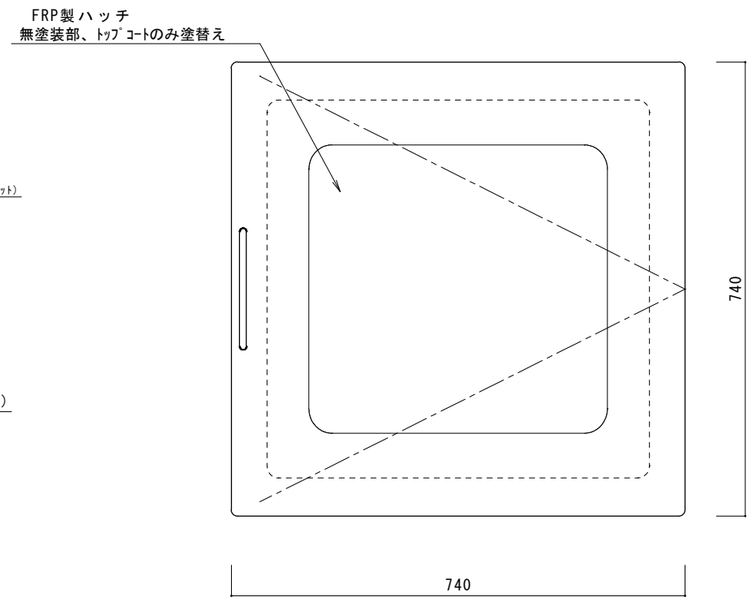


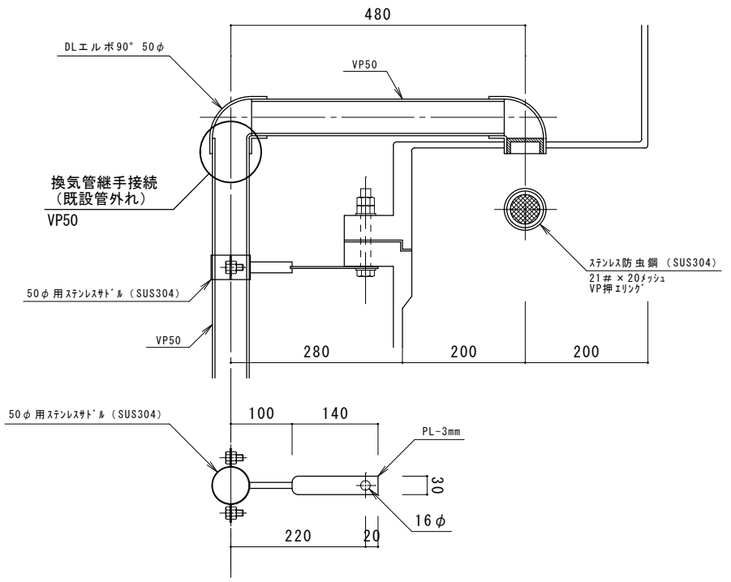
灯器架台平面図　S=1/10



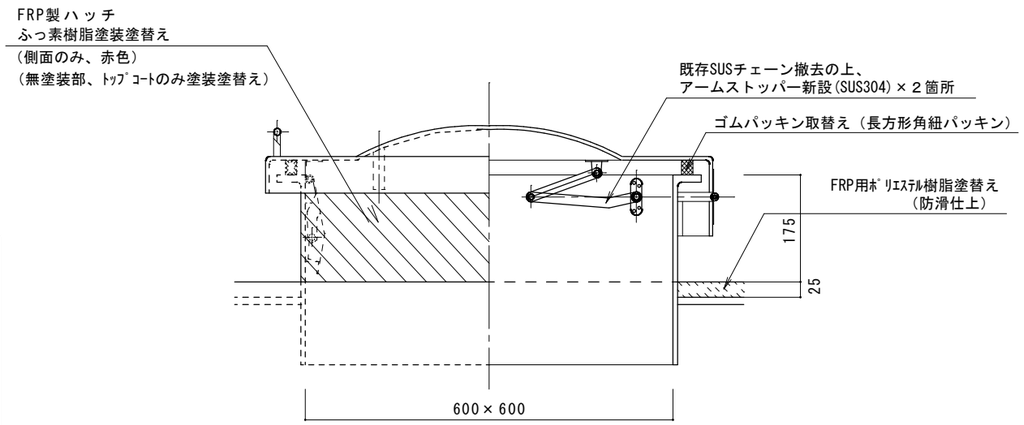
灯器架台断面図　S=1/10







換気管詳細図　S=1/10



ハッチ詳細図　S=1/10

件　名	境港指向灯改良改修工事				
図面名称	灯器架台平面・断面図 ハッチ詳細図、換気管詳細図				
縮　尺	図　示	設　計	Tanaka	設計年月日	令和８年１０月
				図面番号	８／８

第八管区海上保安本部　交通部整備課